

2026年度 住まい耐震化サポート補助金のご案内 【 除却工事 】

平成23年3月11日の東日本大震災を始め、令和6年1月1日の能登半島地震によって甚大な被害が発生し、地域の復旧を進めることはもちろんですが、日本全国における大規模地震に対する十分な備えが急務となっています。

特に、昭和56年以前に建てられた建築物は古い基準で建てられているため、地震に対して弱いことが多いと言われています。

そのため旭川市では、地震の被害から市民の身体、生命及び財産を守るため、住宅を対象とした除却工事補助事業を実施します。

【対象住宅】

次に掲げる条件を全て満たす住宅を対象とします。

- (1) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した旭川市内にある木造住宅で、一戸建て専用住宅、長屋又は兼用若しくは併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が建築物全体の床面積の合計の1/2以上）であること。（原則、賃貸住宅を除く。）
- (2) 耐震診断等の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅であること。（「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により判断したものも含む。）
- (3) 申請者が所有している住宅であること。（住宅が区分所有である場合は管理組合又は区分所有者が申請者となります。）
- (4) 所有者が居住している住宅であること又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの。（所有者が居住していない住戸のある分譲マンション等についても申請できますが、補助対象となるのは所有者が居住している住戸のみです。）
- (5) 施行者及び所有者（住宅の所有者が複数である場合は、補助を受けようとする全ての所有者）に市税の滞納がないこと。
- (6) 「旭川市住宅耐震改修補助金」及び当該補助金（耐震改修工事）の交付を受けたことがない住宅であること。
- (7) 他の除却に関わる補助を受けていないこと。

【対象除却工事】

次に掲げる要件の全てに該当する工事を対象とします。

- (1) 除却工事を行う施工者は、本市内に事業所、支店又は営業所を置く者で、次のいずれかに該当する者をいう
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者
 - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく北海道知事による登録を受けた者
- (2) 耐震診断等で、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断した部分のすべてを除却する工事であること。

【耐震診断方法】

次に掲げるいずれかの方法によって耐震診断等を対象とします。

- (1) 耐震診断を行う耐震診断員が、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者が耐震診断したもの。
 - ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所
 - イ 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所
- (2) 木造の一戸建て住宅の耐震診断を行う場合で、耐震診断員は、前号に定める者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者が耐震診断したもの。
- (3) 「旭川市木造住宅無料耐震診断」により耐震診断したもの。
- (4) 耐震診断によらず、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により判断したもの。（この場合、市職員による現地調査を行う場合があります。）

【補助金額】

- ・除却工事に要する費用の額の23%に相当する額（消費税相当額を除く。千円未満切捨て。）
- ・一戸当たりの限度額は300,000円とします。
- ・申請時点の予算残額によっては、申請された補助金の額に満たない交付額となる場合があります。

【受付期間】

- ・ 2026年4月20日（月）～2026年6月12日（金）
- ・ 予算額を超えたときは、抽選により補助金の交付を決定します。
- ・ 予算額に達しない場合は、2026年9月24日（木）まで受付期間を延長（以下「追加募集期間」という。）し、受付順に補助金の交付を決定します。
- ・ 追加募集期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

【申請窓口】

- ・ 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階 旭川市建築部建築指導課

【募集件数】

- ・ 5件程度

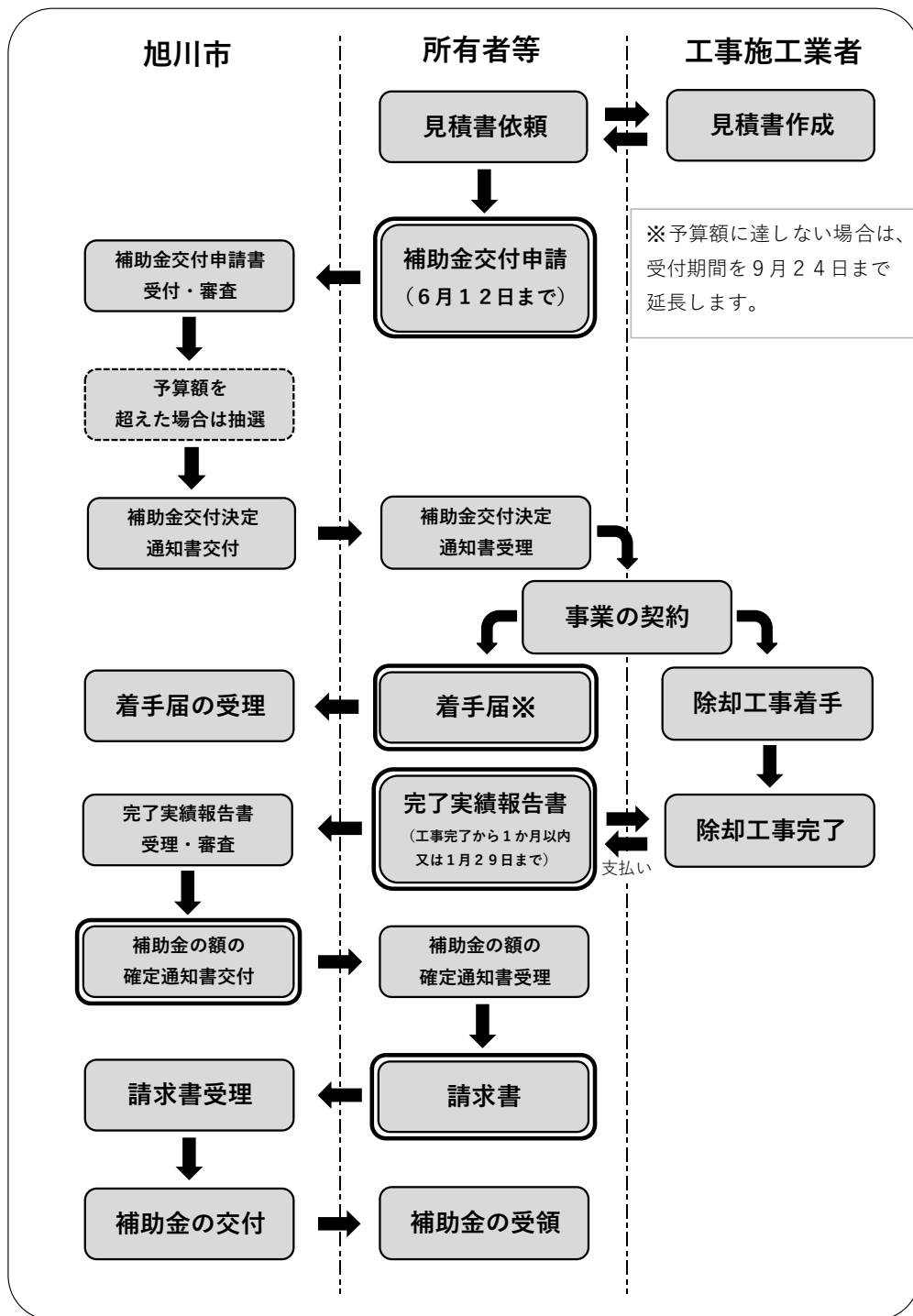
【申請時に必要な書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 除却工事費用の見積書
- (3) 現状の補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図
- (4) 写真（除却工事前の状況が確認できるものに限る。）
- (5) 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったものに限る。）、旭川市木造住宅無料耐震診断の結果又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票のいずれか
- (6) 除却工事の工程が確認できる書類
- (7) 除却工事について所有者全員が合意していることが確認できるもの（補助金の対象とする住宅の所有者が複数である場合に限る。）
- (8) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書）
- (9) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し並びに所有者の住所及び氏名を証明できる書類の写し
- (10) その他市長が必要と認めるもの

【注意事項】

- ・ 受付期間終了後交付決定までは、**1か月半程度**時間を要します。なお、**交付決定するまでは、事業（除却工事）の契約及び着手ができない**ため、ご注意ください。

手続フロー【除却工事】



※補助金交付決定の通知日から30日以内の提出が必要です。

【お問い合わせ先】

旭川市建築部建築指導課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

電話 0166-25-8597 (直通)

E-mail kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

※詳細は旭川市ホームページをご確認ください

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/ju01/ju007/d083696.html>

